

アルコール健康障害対策推進基本計画の改正（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>3. 健康診断及び保健指導</p> <p>（現状等）</p> <p>アルコール健康障害を予防するためには早期介入が重要であり、また、国内におけるブリーフインターベンションに関する知見も蓄積しつつある。</p> <p>早期介入のため、様々な機関においてブリーフインターベンションの普及、実施を推進する必要がある。</p> <p>地域におけるアルコール健康障害予防については、保健所を中心とした先進的な取組が図られている自治体が見られるものの、全国的には取組が十分に進んでいない。</p> <p>また、労働者から相談があった場合等に適切な機関に繋ぐことができるよう、産業保健スタッフ等に対して、アルコール健康障害に関する啓発を進めていくことが重要である。</p> <p>（目標）</p> <p>地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備、専門医療機関等との連携の強化を目標として、以下の施策を講じる。</p>	<p>3. 健康診断及び保健指導</p> <p>（現状等）</p> <p>アルコール健康障害を予防するための早期介入の取組が重要であると指摘されている。また、ブリーフインターベンションは、危険な飲酒や有害な飲酒への有効性が国際的に示されている介入手法であるが、国内における知見の蓄積は不十分とされている。</p> <p>（目標）</p> <p>地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備を目標として、以下の施策を実施する。</p>
<p>（1）地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進</p> <p>○アルコール健康障害への早期介入の取組を推進するため、健康診断や保健指導においてアルコール健康障害を早期発見するために必要となる知識やアルコール健康障害に早期に介入するための手法（ブリーフインターベンション等）の普及を図る。また、飲酒に係る生活習慣病の発症・重症化予防のための取組を推進する。</p> <p>【厚生労働省<障害保健福祉部、健康局>】</p>	<p>（2）地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進</p>

○地方公共団体等におけるアルコール健康障害への早期介入の取組を促進するため、アルコール健康問題に関するアウトリーチ支援など、先進的な取組を行っている地方公共団体等の事例等を盛り込んだガイドライン（マニュアル）の作成・周知を行う。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】（平成30年4月）」に基づくアルコール使用障害スクリーニングの実施、専門医療機関への受診の推奨について、引き続きその周知を図る。

【厚生労働省＜健康局＞】

○アルコール依存症をはじめアルコール健康障害が疑われる者に対して、減酒や断酒に向けた支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関、自助グループ等の連携づくりを進める。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○保健所におけるアルコール依存症に関する支援プログラムの実施に向けた支援を行う。

※基本的施策6 相談支援へ移動

○地方公共団体等において、子育て支援（妊産婦）や高齢者施策と連携し、女性及び高齢者に係るアルコール問題の観点から、アルコール健康障害に関する普及啓発や周知を推進する。

【厚生労働省＜障害保健福祉部、健康局、子ども家庭局、老健局＞】

○地方公共団体等において、アルコール健康障害対策担当者に対し、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向・調査研究の成果等を提供し、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施す

○「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】（平成25年4月）」においては、アルコール使用障害スクリーニングの結果、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげることが推奨されているため、その周知を図る。

【厚生労働省＜健康局＞】

○アルコール依存症が疑われる者に対しては、精神保健福祉センターや保健所から適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行う。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○地方公共団体等において、アルコール健康障害対策担当者へ、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。

<p>る。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<健康局>】</p> <p>(2) 職域における対応の促進</p> <p>○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。また、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフ等への研修や人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーの充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<労働基準局>】</p> <p>(3) アルコール健康障害に関する調査研究</p> <p>○飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響やアルコール健康被害を予防するための早期介入手法及び不適切量の飲酒の実態把握等に関して、更なる調査研究を行う。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<障害保健福祉部、健康局>】</p>	<p style="text-align: right;">【厚生労働省<健康局>】</p> <p>○アルコール健康障害への早期介入の取組として、地域モデルの確立に向けた調査研究や人材育成を行う。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<障害保健福祉部>】</p> <p>(3) 職域における対応の促進</p> <p>○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。アルコール健康問題に関する産業保健スタッフへの研修の充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<労働基準局>】</p> <p>(1) アルコール健康障害に関する調査研究</p> <p>○飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行う。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<健康局>】</p> <p>○アルコール健康障害を予防するための早期介入の手法（危険な飲酒や有害な飲酒への有効性が国際的に示されている介入手法であるブリーフインターベンションの効果検証を含む。）について、また、保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づくブリーフインターベンションがどの程度行われているのか、調査研究を行う。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<障害保健福祉部、健康局>】</p>
---	--

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

(現状等)

アルコール健康障害に対する医療の充実は、様々な地域社会問題への対応の観点からも重要である。アルコール依存症の診療が可能な医療機関については、全都道府県に1カ所以上の専門医療機関が整備されたものの、医療が必要な方が適切な専門医療につながっていない現状がある。引き続き、専門医療機関の整備、医療従事者への研修などの人材育成を推進し、必要な医療を受けられる体制を整備することが重要である。

依存症への対応は、早期発見から治療、回復までの一連の取組が重要であり、相談機関、かかりつけ医、一般精神科、総合病院、専門医療機関、自助グループなどの関係機関の連携を促進するべきである。

アルコールに関連する問題は依存症以外でも肝疾患やうつ病など様々な疾病リスクに関連しており、プライマリケアや一般精神科においてアルコール問題に着目した積極的な介入を推進するべきである。

さらに、医療の質の向上のため、アルコール健康障害の医療に関する研究も必要である。

(目標)

アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、かかりつけ医や一般精神科医等の地域の医療機関を含む医療関係機関の機能を明確化し、地域において必要な医療機関の整備、医療連携が推進できる基盤の構築を目標として、以下の施策を実施する。

(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上

○アルコール健康障害の早期発見、早期介入のための一般の医療従事者(内科、救急等)に対する研修プログラムや治療ガイドライン(減酒指導から断酒に向けた治療の進め方を含む)を開発し、人材育成に努める。また、依存症専門医療機関の従事者向け研修プログラムの普及等を図る。

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

(現状等)

アルコール依存症の診療が可能な医療機関としては、一部に専門医療機関はあるものの、全国的に見れば不足している状況にある。相談・治療に当たる医療機関を整備し、関係機関との連携を行うためにも、まずは、アルコール依存症の治療が可能な人材を育成し、専門医療機関に求められる機能を明確化した上で、地域における依存症治療の拠点となる専門医療機関を整備していくとともに、必要な医療を受けられるための連携体制を整備することが重要である。

こうした、アルコール依存症の診療を行っている医療機関が少ないという状況の一因に、アルコール依存症に対する医療関係者の理解が十分ではないということが考えられる。そのため、医療を提供する側に向けてアルコール依存症についての十分な知識を伝える取組が必要である。

さらに、医療の質の向上のため、アルコール健康障害の医療に関する研究も必要である。

(目標)

アルコール依存症の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関の機能を明確化し、地域において必要な専門医療機関の整備、医療連携が推進できる基盤の構築を目標として、以下の施策を実施する。

(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上

○早期発見、早期介入のための専門的な医療従事者向け研修プログラムを開発し、人材育成に努める。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療、一般精神科医療及び専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組む。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○アルコール健康障害に係る治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。

【厚生労働省<医政局>】

○うつ病や双極性障害、認知症等のアルコール依存症が多く併存する疾患を診療する一般精神科医に対して、~~アルコール健康障害~~・アルコール依存症に関する早期介入方法についての研修プログラムや治療ガイドラインの開発・普及を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○アルコール依存症に対応できる専門医療機関の質的・量的拡充に向けて取組を進める。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○各都道府県におけるアルコール健康障害に係る治療、普及啓発及び人材育成の中心となる拠点医療機関の整備を促進する。

○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療及び専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組む。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。

【厚生労働省<医政局>】

○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備する。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成の全国的な中心となる拠点医療機関を定める。

【厚生労働省<障害保健福祉部（医政局）>】

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○内科、産婦人科をはじめとする~~広く~~医療従事者に対し、依存症、生活習慣病、女性の飲酒の影響等のをはじめとするアルコール健康障害に関する知識、家族への支援や自助グループ等との連携の重要性について周知を図る。~~特に、女性へのアルコールへの影響について産婦人科等への周知を図る。~~

【厚生労働省＜障害保健福祉部（健康局、子ども家庭局）＞】

(2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）

○内科・救急等の一般医療、総合病院、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制（SBIRTS※）の構築を推進する。

※Screening, Brief Intervention, Referral to Treatment and Self-help groups

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○アルコール健康障害に対応するための関係機関の連携に関するモデル事業に取り組むとともに、かかりつけ医、内科、一般精神科、総合病院、救急病院等との円滑な連携、医療分野のアウトリーチ支援等の実施の参考となるガイドラインを作成・周知する。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○医療と福祉、警察、司法、職域等との連携モデルの収集、連携ガイドラインの作成・周知を図る。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

(2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）

○依存症治療拠点機関設置運営事業における依存症治療拠点機関を中心に、一般医療との連携モデル創設に取り組む。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○連携モデルを踏まえ、依存症の専門医療機関の実態把握及び求められる機能についての調査研究を行い、集積した知見を基に、地域において必要な専門医療機関を充実させる。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○地域において、専門医療機関を中心として、アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと考えられる一般医療機関やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携を強化する。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

(3) 医療の充実に資する研究の推進

○地域における医療連携に資する調査研究やアルコール健康障害の医療に関する研究を進める。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○アルコール健康障害・依存症に対する認知行動療法的手法を用いた治療法の研究開発を行い、治療マニュアルを策定する。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】